

第 4 期千葉県教育振興基本計画 体系案【概要】

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

【計画策定の趣旨】

「第 3 期千葉県教育振興基本計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）に基づき、本県教育の振興に取り組んできたが、昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など予測困難な時代を象徴する事態が生じ、学校の教育活動への影響や学びの変容がもたらされた。

こうした大きな社会の変化の中であって、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて教育の果たす役割が極めて重要となる中、今後の千葉県教育に関する基本的な計画として、令和 7 年度を初年度とする「第 4 期千葉県教育振興基本計画」を策定する。

【計画の性格】

10 年後の「千葉県教育の目指す姿」を実現するための計画であり、教育基本法第 17 条第 2 項に規定される「地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画」として策定。

本県の政策の基本的な方向をまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画「千葉県総合計画」の下での教育に係る個別計画としての性格を有する。

【計画の構成と期間】

基本構想：10 年後の「千葉県教育の目指す姿」とこれを実現するための基本理念と基本目標

実施計画：目標を達成するために、令和 7 年度から 11 年度までに実施する施策と主な取組

基本構想編

第 2 章 千葉県教育をめぐる現状と課題（基本構想編）

- (1) 人口減少と少子高齢化 (2) 急速な社会変化への対応 (3) 経済・雇用情勢への対応
(4) 多様なニーズに対応した教育 (5) 質の高い教育を行う学校体制の充実 (6) 学校・家庭・地域の連携・協働

第 3 章 千葉県教育の目指す姿（基本構想編）

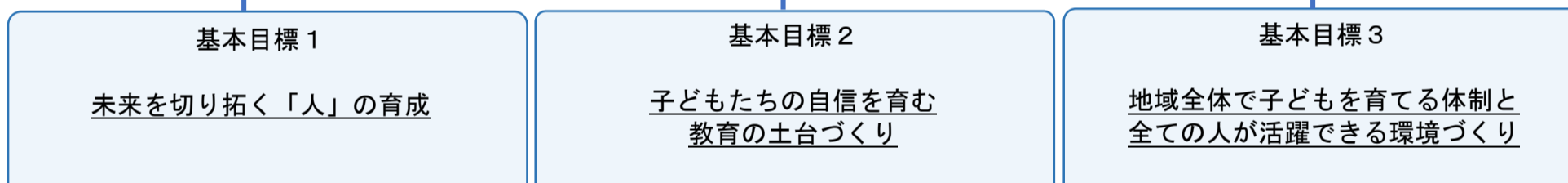
本県教育をめぐる現状や課題等を踏まえ、教育政策の根本となる基本理念を掲げ、この理念の下、3 つの基本目標と本県教育の目指す姿を示す。

【基本理念】

『生きる力』を備え、千葉の未来をしなやかに切り拓く『人』を育てる、ちばの教育

社会を取り巻く環境が複雑さを増す中でも、普遍的である生きる力を備え、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じる千葉の未来を自らが創り手となって切り拓く「人」を育てることを目指す。

【基本目標・目指す姿】



実施計画編

第 4 章 施策横断的な視点（実施計画編）

- ◇ 計画全体の施策を横断的に捉える視点として、多様性の尊重や学校・地域・社会のウェルビーイングの実現、教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、産業と教育の連携による人材育成などを示し、各施策に反映させていきます。

第 5 章 第 4 期千葉県教育振興基本計画の施策・取組（実施計画編）

